

VI 用語の解説

農業経営体

農産物の生産を行うか又は委託を受けて農業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

(1) 経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業

(2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業

- | | |
|--------------|---------------------------------------|
| ①露地野菜作付面積 | 15 a |
| ②施設野菜栽培面積 | 350 m ² |
| ③果樹栽培面積 | 10 a |
| ④露地花き栽培面積 | 10 a |
| ⑤施設花き栽培面積 | 250 m ² |
| ⑥搾乳牛飼養頭数 | 1 頭 |
| ⑦肥育牛飼養頭数 | 1 頭 |
| ⑧豚飼養頭数 | 15 頭 |
| ⑨採卵鶏飼養羽数 | 150 羽 |
| ⑩ブロイラ一年間出荷羽数 | 1,000 羽 |
| ⑪その他 | 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円 に相当する事業の規模 |

(3) 農作業の受託の事業

個人経営体

個人（世帯）で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。

団体経営体

個人経営体以外の経営体をいう。

農事組合法人

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき、「組合員の農業生産についての協業を図ることによりその共同の利益を増進すること」を目的として設立された法人をいう。

会社法人

次のいずれかに該当するものをいう。

- ・株式会社
- ・合名・合資会社
- ・合同会社
- ・相互会社

その他の団体経営体	<p>次のいずれかに該当するものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業協同組合、農業協同組合の連合組織（経済連等） ・ 森林組合、生産森林組合、森林組合連合会 ・ 農業共済組合や農業関係団体、又は森林組合以外の組合等の団体 ・ その他の各種団体（公益法人、宗教法人、医療法人、NPO法人など） ・ 地方公共団体 ・ 財産区
経営耕地	<p>調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目に関係なく、実際の地目別の面積とした。</p>
田	<p>耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。</p>
畑	<p>耕地のうち田と樹園地を除いた耕地をいう。</p>
樹園地	<p>木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが1 a以上まとまっているもの（一定の畝幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。）で肥培管理している土地をいう。</p>
牧草専用	<p>牧草だけを継続的に栽培している土地をいう。</p>
農産物販売金額	<p>肥料代、農薬代、飼料代等の諸経費を差引く前の売上金額（消費税を含む。）をいう。</p>
農業従事者等 世帯員	<p>原則として住居と生計を共にしている者をいう。出稼ぎに出ている人は含むが、通学や就職のためよそに住んでいる子弟は除く。また、住み込みの雇人も除く。</p>
農業従事者	<p>15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。</p>
基幹的農業従事者	<p>15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。</p>